

解説資料「補完的輸出規制の見直しに関する政省令等の改正に係るパブリックコメントの内容について」(改訂版)

—一般国向けの貨物の輸出・技術の提供について「用途要件」及び「需要者要件」を創設(通常兵器関係)

—国連武器禁輸国向けの貨物の輸出・技術の提供について「需要者要件」を創設(通常兵器関係)

—グループ A 国経由での迂回対策とするインフォームを導入

2025 年 3 月 17 日／改訂版同 3 月 18 日

CISTEC 事務局

(文責：CISTEC)

※改訂版では、法令等の略称を通達等において用いられているもの等に修正(青字箇所)。

はじめに

本年 1 月 31 日付で、経済産業省より、標記の「補完的輸出規制の見直し」に関する政省令等の改正について、パブリックコメントの募集が行われた(3 月 1 日付まで)。

◎外国為替令等の一部を改正する政令案等(補完的輸出規制等)に対する意見募集について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDDETAIL&id=595125013&Mode=0>

これは、2024 年 4 月に公表された産業構造審議会・安全保障貿易管理小委員会(以下「産構審小委」)の中間報告に盛り込まれた提言のうち、「補完的輸出規制の見直し」に関するものである。そこでの問題意識は、「東西冷戦後構築してきた不拡散型輸出管理は大きな転換期を迎えており、非リスト規制品目についても新たなアプローチを検討し、実効的な安全保障貿易管理を実現する必要がある。」との認識の下、現状の課題として、次の 3 点が挙げられている。

一点目は、近時、欧米等の同盟国・同志国は最終用途・最終需要者に着目し通常兵器に関する補完的輸出規制を強化しており、一般国(国連武器禁輸国以外の国・地域)を仕向地とする輸出について、輸出者が通常兵器の開発等に用いられることを知った場合も規制要件として輸出許可を求めることがある。他方で、我が国は一般国向けの通常兵器に関する補完

的輸出規制について、規制要件をインフォームのみとしており、同盟国・同志国との国際協調に取り組むべきとしている。

二点目は、補完的輸出規制の運用に際し、輸出者による個別の取引審査に関し経産省に積極的に事前相談を行う輸出者が存在する一方で、その結果としてインフォームを通じて輸出者に許可申請を求めることがあり得るため、国内競合他社の中には事前相談しない者も存在し、同業者間の公平性が欠けている。

三点目は、昨今の懸念国等による調達活動の複雑化、巧妙化に伴い、懸念国等が第三国経由で西側諸国の汎用品を調達するなど、我が国の補完的輸出規制の適用除外としているグループ A 国を経由した迂回調達の課題への対策が必要というものである。

上記の課題等を踏まえ、今般の補完的輸出規制の見直しの改正案において、①一般国向けの客観要件（用途要件・需要者要件）の創設、②国連武器禁輸国向けの貨物の輸出等について「需要者要件」を創設、③グループ A 国向けの輸出等についてインフォームを導入するというものである。なお、パブリックコメントの概要資料によれば、本改正案は 2025 年 3 月末頃に閣議決定・公布、同年 9 月末頃（公布後 6 月）に施行とされている。

上記それぞれについて、以下パブリックコメント募集で示された案に沿って見ていく（文責は CISTEC にある）。CISTEC では、関係委員会とともに、産構審小委の提言の趣旨・内容と提示された改正政令・省令等の案を仔細に検討の上、3 月 1 日付で意見を提出した。

◎「外国為替令等の一部を改正する政令案等（補完的輸出規制等）」に対する意見

https://www.cistec.or.jp/service/cistec_teigen/meti_teigen2024/data/20250301_09.pdf

改正案の解説の前にまずは現状の通常兵器に関する補完的輸出規制の制度について、以下の表のとおり簡単におさらいしておきたい。

【現状】

		武器禁輸国	一般国	グループ A 国
客観要件	用途要件	○	—	—
	需要者要件	—	—	—
インフォーム要件		○	○	—

1. 一般国向けの客観要件（用途要件・需要者要件）の創設

今般、通常兵器に関する補完的輸出規制の根拠法令である輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）及び貿易関係貿易外取引等に関する省令（以下「貿易外省令」という。）の改正と、これに関連する省令、告示及び通達が改正されることとなる。

まず貨物に関連する輸出令関係について解説する。

輸出令第 4 条第 1 項第三号は、現行の補完的輸出規制の根拠条文である。今般の改正案において、同号に新たに特定の品目（以下【対象品目】を指す。）の一般国向けの輸出について、客観要件（用途要件・需要者要件）を追加する（本号の見直しにより武器禁輸国向けの客観要件（需要者要件）も新たに対象になるが、武器禁輸国向けの「需要者要件」の創設は後述 2. で触れる。）。

※輸出令第 4 条第 1 項第四号においても、一般国向けの補完的輸出規制（後述の同令別表第 1 の 16 の項（2）に掲げる貨物に関するもの）が定められるが、以下の表のとおり、同号の内容は従来と同様で変更はない。

【対象品目】

輸出令別表第 1 の 16 の項を改正し、本項に掲げる貨物が同項（1）及び（2）の 2 つに分割される（同項（1）に列挙された品目は同項（2）において、その重複を排除している。）。一般国向けの客観要件の対象品目は同項（1）に掲げる貨物で 12 項目が規定されている（以下パブリックコメントの概要資料では 6 項目が掲載。）。これらの貨物は輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（以下「貨物等省令」という。）の改正において、第 14 条の 2 が創設され、関税定率法を引用することで指定される形となる。

対象品目(案)	
※輸出令の16項(1)として貨物を掲げ、省令でHSコードに係る設計、製造又は使用に係る「技術」も対象。	
①工作機械	8456 レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械 8457 金属加工用のマシニングセンター、ユニットコンストラクションマシン（シングルステーションのものに限る。）及びマルチステーショントランスファーマシン 8458 旋盤（ターニングセンターを含むものとし、金属切削用のものに限る。） 8459 金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤（ウェイタイプユニットヘッド機を含むものとし、第84.58項の旋盤（ターニングセンターを含む。）を除く。） 8460 研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械（研削砥石その他の研磨材料を使用して金属又はサーマットを加工するものに限るものとし、第84.61項の歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤を除く。） 8461 平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他の加工機械（金属又はサーマットを取り除くことにより加工するものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）
②レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器	8526.10 レーダー 8526.91 航行用無線機器 8526.92 無線遠隔制御機器
③集積回路	8542.31 プロセッサ及びコントローラー（記憶素子、コンバーター、論理回路、増幅器、クロック回路、タイミング回路その他の回路と結合しているかいないかを問わない。） 8542.32 記憶素子 8542.33 増幅器 8542.39 その他のもの
④航空機、宇宙飛行体、部品	8802.60 宇宙飛行体（人工衛星を含む。）及び打上げ用ロケット 8806 無人航空機 8807 部分品（第88.02項又は第88.06項の物品のものに限る。）
⑤航行用機器	9014.20 空中又は宇宙の航行用の機器（羅針盤を除く。） 9014.80 その他の機器
⑥検査用の機器	9027.50 その他の機器（紫外線、可視光線又は赤外線を使用するものに限る。） 9030.20 オシロスコープ及びオシログラフ 9030.32 マルチメーター（記録装置を有するもの） 9030.39 その他のもの（記録装置を有するもの）

（出典）産構審安保小委を踏まえた補完的輸出規制の見直しについて（2025 年 1 月）

【客観要件】

現行制度においては、一般国向けは本号の括弧書き（「別表第3の2に掲げる地域以外の地域を仕向地として…イ、ロ及びニのいずれの場合にも」）により、本号イ（大量破壊兵器の客観要件）、同号ロ（大量破壊兵器のインフォーム要件）及び同号ニ（通常兵器のインフォーム要件）が適用対象となっている。今般の改正案により、本号の括弧書きを削除することで、一般国向けについて、同項（1）に掲げる品目を同項の下欄に掲げる地域（ここに一般国が含まれる。）を仕向地として輸出しようとする場合として、（従来のイ、ロ及びニに加えて）本号ハを新たに適用対象として、通常兵器に関する客観要件を追加するものである。

※本号イ～ニに掲げる客観要件及びインフォーム要件の条文構造・内容について、本質的な変更はないが、後述のとおり、本号ハにおける省令（輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成二十年経済産業省令第五十七号）。以下「通常兵器開発等省令」という。）において、（元々規定されている「用途要件」に加えて）今般、新たに「需要者要件」が追加される形となる。

改正前後の第4条第1項第三号ハ及びニ、及び改正案の同項第四号ハ及びニの条文内容は以下のとおりである。

【現行：第4条第1項第三号ハ及びニ】

		一般国
対象品目		16の項に掲げる貨物
客観要件	用途要件	—
	需要者要件	—
インフォーム要件		○

【改正案：第4条第1項第三号ハ及びニ】※「●」部分が今回の改正案による変更箇所。

		一般国
対象品目		16の項（1）に掲げる貨物（●）
客観要件	用途要件	●
	需要者要件	●
インフォーム要件		○

【改正案：第4条第1項第四号ハ及びニ】※「●」部分が今回の改正案による変更箇所。

		一般国
対象品目		16の項(2)に掲げる貨物(●)
客観要件	用途要件	—
	需要者要件	—
インフォーム要件		○

その他、輸出令の改正に関連する省令、告示及び通達の改正について解説する。

① 通常兵器開発等省令

上記の輸出令第4条第1項第三号ハにおける省令（[通常兵器開発等省令](#)）について、今般、（従来の「用途要件」に加えて）新たに「需要者要件」が追加される。これらの除外規定として、「別表」に掲げる場合は除外される。「別表」に掲げる場合は、[通常兵器開発等省令](#)における従来の除外規定（第一号から第二十号まで）がそのまま規定され、その内容に変更はない。

改正案の第一号は従来の「用途要件」がそのまま規定され、第二号及び第三号に今般新たに「需要者要件」が追加される。第二号及び第三号の条文構造は、大量破壊兵器等に関する[省令](#)（輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成十三年経済産業省令第二百四十九号）。以下「[核兵器等開発等省令](#)」という。）の第二号及び第三号の内容と基本的に同様である。

第二号では、輸出者が入手した文書等のうち経済産業大臣が告示で定めるもの（その詳細は後述②を参照。）において、当該貨物の需要者が輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等を除く。）の開発等を行う旨記載等されているとき、又は輸出者が当該貨物の需要者が同貨物の開発等を行う旨輸入者等から連絡を受けたときを、第三号では、需要者が同貨物の開発等を行った旨記載等されているとき、又は輸出者が当該貨物の需要者が同貨物の開発等を行った旨輸入者等から連絡を受けたときを定めている。

第二号及び第三号のいずれの場合も「当該貨物の用途並びに取引の条件及び態様から、当該貨物が同欄に掲げる貨物の開発等以外のために用いられることが明らかなとき」は除外される。今般、「明らかなとき」を判断するためのガイドラインである、いわゆる「明らかなガイドライン」も改正されることとなる（その詳細は後述③を参照）。

② 文書等告示

今般の改正において、上記のとおり、[通常兵器開発等省令](#)に新たに第二号及び第三号の「需要者要件」が追加され、「（輸出者が入手した文書等のうち）経済産業大臣が告示で定めるもの」が規定された。本告示は、今般、[通常兵器開発等省令](#)に「需要者要件」が追加されたことで新たに制定されると思われたが、[核兵器等開発等省令](#)第二号及び第三号に基づく

「需要者要件」における「(輸出者が入手した文書等のうち)経済産業大臣が告示で定めるもの」の告示(平成13年経済産業省告示第760号(輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等))を改正し、通常兵器開発等省令の内容が追加される形となる。

輸出者が入手した文書等の内容(類型)は、従来の核兵器等開発等省令に基づく告示内容(第一号～第三号)と同様である。

第二号の「経済産業省が作成した文書等」について、本規定は「外国ユーザーリスト」を指すが、今般の改正案において、輸出令第4条第1項第三号ハ(16の項(1)に掲げる貨物で、武器禁輸国及び一般国向けの輸出)及び同項第四号ハ(16の項(2)に掲げる貨物で、武器禁輸国向けの輸出)に関し、通常兵器版の外国ユーザーリストが制定されることとなる(現時点では公表されておらず、補完的輸出規制の見直しの施行の直前に公表されると思われる。)。

③ 補完的輸出規制に関する通達

今般の改正において、補完的輸出規制の手続きや実務的な判断基準を定めている、「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」(以下「補完的輸出規制通達」という。)も改正される。

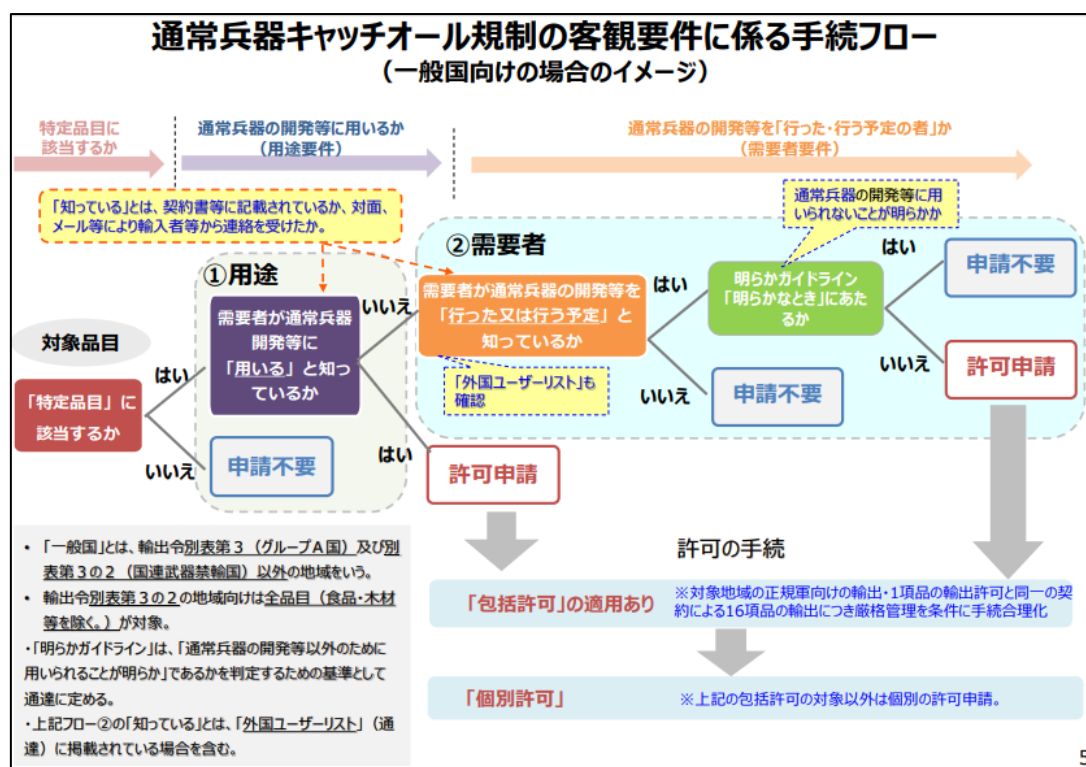
16の項(1)に掲げる貨物で、一般国向けの輸出について、通常兵器開発等省令の客観要件(用途要件・需要者要件)についての確認事項などを新たに規定している。

今般の改正案において、通常兵器の客観要件の確認事項などの内容は、基本的に核兵器等開発等省令の客観要件におけるその内容と同様であるが、「明らかガイドライン」については確認項目について例示などが追加されている。「明らかガイドライン」は通常兵器開発等省令第二号及び第三号において、輸出者が入手した文書等において、輸出貨物の需要者が輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物(核兵器等を除く。)の開発等を行う(行った)旨記載等されているとき、又は輸出者が当該貨物の需要者が同貨物の開発等を行う(行った)旨輸入者等から連絡を受けたときに、当該貨物が同貨物の開発等以外のために用いられることが明らかなときを判断するためのガイドラインとして、経産省が、輸出者等に本ガイドラインに基づき厳正に審査を行うことを推奨している。今般の改正案において、パブリックコメントの概要資料において、「米国の Red Flags や CHPI (ロシア制裁迂回対策に関する Common High Priority Items) も参考にしつつ、判断の参考となる例示を追記する」とされている。

具体的には、輸入者等からの用途に関する説明に関し「例えば、最終用途に関する情報を提供を提供したがない場合には明確な説明がないものと推定する」や、需要者の貨物の使用の合理的な理由に関し「小さなパン屋が高性能のレーザーを数台注文する等、当該貨物等の性能が取引相手の業務内容に合っていない場合、合理的な理由はないものと推定する」など5項目について例示が追加されている。

また、外国ユーザーリストに関し、一般国向けの客観要件が創設されることに伴い、「需要者要件」の確認における明らかガイドラインとして、「リストに記載されている当該需要者の関与が懸念されている種別が「通常兵器」であり、輸出令別表第1の16の項(1)に掲げる貨物等に該当する場合には、本ガイドラインの他の事項(輸出する貨物等の用途並びに取引の条件及び態様からあてはまらない事項は除く。)の確認において、通常兵器の開発等に用いられるという懸念が払拭されない事項がないこと。」が追加されている。この点について、大量破壊兵器に関する本規定では、「リストに記載されている需要者の関与の懸念種別(核兵器、生物兵器等)と、輸出貨物が懸念される用途種別が一致しないこと。」を求めている一方で、通常兵器関連はリストにおける需要者の懸念種別(通常兵器)において、16の項(1)に掲げる貨物に該当する場合でも、直ちに懸念があるとはされておらず、本ガイドラインの他の事項の確認において懸念が払拭されない事項がないこと、とされている(武器禁輸国向けの16の項(1)に掲げる貨物の輸出については、後述2.を参照。)

なお、これまで述べた関連法令等の内容の確認に係るフローは以下のとおり。



(出典) 産構審安保小委を踏まえた補完的輸出規制の見直しについて (2025 年 1 月)
パブリックコメント掲載の関連資料 (p.5)

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000287291#page=5>

次に技術に関連する外国為替令(以下「外為令」という。)関係について解説する。

貿易外省令第 9 条第 2 項第七号は、現行の補完的輸出規制の根拠条文である。今般の改正案において、同号に新たに特定の技術（輸出令別表第 1 の 16 の項（1）に掲げる貨物の設計、製造又は使用（以下「設計等」という。）に係るもの）の一般国向けの提供について、客観要件（用途要件・需要者要件）を追加する（本号の見直しにより武器禁輸国向けの客観要件（需要者要件）及びグループ A 国向けのインフォームも新たに対象になるが、武器禁輸国向けの「需要者要件」の創設は後述 2. で、グループ A 国向けのインフォームは後述 3. で触れる。）。

※貿易外省令第 9 条第 2 項第八号においても、一般国向けの補完的輸出規制（輸出令別表第 1 の 16 の項（2）に掲げる貨物の設計等に係る技術）が定められるが、以下の表のとおり、同号の内容は従来と同様で変更はない。

【対象技術】

既に述べたように、輸出令別表第 1 の 16 の項を改正し、本項に掲げる貨物が同項（1）及び（2）の 2 つに分割される。貿易外省令第 9 条第 2 項第七号では、一般国向けの客観要件の対象技術は 16 の項（1）に掲げる貨物（12 項目）の設計等の技術となる（上記パブリックコメントの概要資料では 6 項目が掲載。）。これらの技術の指定は、本号において、直接輸出令を引用する形で規定していることから、外為令別表や貨物等省令の改正はない。

【客観要件】

現行制度においては、一般国向けは本号の括弧書き（「外国（輸出令別表第 3 の 2 に掲げる地域以外の外国をいう。…）において…イ、ロ及びニのいずれの場合にも」）により、本号イ（大量破壊兵器関連の客観要件）、同号ロ（大量破壊兵器関連のインフォーム要件）及び同号ニ（通常兵器関連のインフォーム要件）が適用対象となっている。今般の改正案により、本号の括弧書きを削除することで、一般国向けについて、上記の特定の技術を提供することを目的とする取引として、（従来のイ、ロ及びニに加えて）本号ハを新たに適用対象として、通常兵器に関する客観要件を追加するものである。

※本号イ～ニに掲げる客観要件及びインフォーム要件の条文構造・内容について、本質的な変更はないが、後述のとおり、本号ハにおける告示（平成 20 年経済産業省告示第 187 号（貿易関係貿易外取引等に関する省令第 9 条第 2 項第七号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第 1 の 1 の項の中欄に掲げる貨物（同令第 4 条第 1 項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合）。以下「[通常兵器開発等告示](#)」という。）において、（元々規定されている「用途要件」に加えて）今般、新たに「需要者要件」が追加される形となる。

改正前後の第 9 条第 2 項第七号ハ及びニ、及び改正案の同項第八号ハ及びニの条文内容は以下のとおりである。

【現行：第 9 条第 2 項第七号ハ及びニ】

		一般国
対象技術		16 の項に掲げる貨物の設計等に係る技術
客観要件	用途要件	—
	需要者要件	—
インフォーム要件		○

【改正案：第 9 条第 2 項第七号ハ及びニ】※「●」部分が今回の改正案による変更箇所。

		一般国
対象技術		16 の項（１）に掲げる貨物の設計等に係る技術（●）
客観要件	用途要件	●
	需要者要件	●
インフォーム要件		○

【改正案：第 9 条第 2 項第八号ハ及びニ】※「●」部分が今回の改正案による変更箇所。

		一般国
対象技術		16 の項（２）に掲げる貨物の設計等に係る技術（●）
客観要件	用途要件	—
	需要者要件	—
インフォーム要件		○

その他、貿易外省令の改正に関連する告示及び通達の改正について解説する。

① 通常兵器開発等告示

上記の貿易外省令第 9 条第 2 項第七号ハにおける告示（[通常兵器開発等告示](#)）について、今般、（従来の「用途要件」に加えて）新たに「需要者要件」が追加される。これらの除外規定として、「別表 1」に掲げる場合は除外される。「別表 1」に掲げる場合は、当該告示における従来の除外規定（第一号から第二十号まで）がそのまま規定され、その内容に変更はない。

改正案の第一号は従来の「用途要件」がそのまま規定され、第二号及び第三号に今般新たに「需要者要件」が追加される。第二号及び第三号の条文構造は、大量破壊兵器等に関する告示（経済産業省告示第 759 号（貿易関係貿易外取引等に関する省令第 9 条第 2 項第七号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等の

ために利用されるおそれがある場合)。以下「[核兵器等開発等告示](#)」という。)の第二号及び第三号の内容と基本的に同様である。

第二号では、取引を行おうとする者が入手した文書等のうち別表2(その詳細は後述を参照。)において、当該技術の利用者が輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物(核兵器等を除く。)の開発等を行う旨記載等されているとき、又は取引を行おうとする者が当該技術の利用者が同貨物の開発等を行う旨相手方等から連絡を受けたときを、第三号では、当該技術の利用者が同貨物の開発等を行った旨記載等されているとき、又は取引を行おうとする者が当該技術の利用者が同貨物の開発等を行った旨相手方等から連絡を受けたときを定めている。

第二号及び第三号のいずれの場合も「当該技術の用途並びに取引の条件及び態様から、当該技術が同欄に掲げる貨物の開発等以外のために用いられることが明らかなとき」は除外される。今般、輸出令と同様に「明らかガイドライン」も改正されることとなる(その詳細は後述②を参照)。

取引を行おうとする者が入手した文書等のうち別表2に掲げるもの(類型)は、従来の核兵器等開発等告示に基づく告示内容(別表の第一号～第三号)と同様である。

第二号の「経済産業省が作成した文書等」について、本規定は「外国ユーザーリスト」を指すが、今般の改正案において、貿易外省令第9条第2項第七号ハ(16の項(1)に掲げる貨物の設計等に係る技術で、武器禁輸国及び一般国向けの提供)及び同項第八号ハ(16の項(2)に掲げる貨物の設計等に係る技術で、武器禁輸国向けの提供)に関し、輸出令と同様に通常兵器版の外国ユーザーリストが制定されることとなる(現時点では公表されておらず、補完的輸出規制の見直しの施行の直前に公表されると思われる。)。

② 補完的輸出規制通達

今般の改正において、輸出令と同様に補完的輸出規制通達も改正される。

16の項(1)に掲げる貨物の設計等に係る技術で、一般国向けの提供について、通常兵器開発等告示の客観要件(用途要件・需要者要件)についての確認事項などを新たに規定されている。その他、「明らかガイドライン」の改正内容は、輸出令のそれと同様である。

2. 国連武器禁輸国向けの貨物の輸出及び技術の提供について「需要者要件」を創設

上記1.で述べたように、輸出令及び貿易外省令における補完的輸出規制の根拠条文について、輸出令は従来の第4条第1項第三号ハが改正され、同項第三号ハ及び第四号ハとし、貿易外省令は従来の第9条第2項第七号が改正され、同項第七号及び第八号となっている。それぞれに規定が改正案において2つに分割して規定されているのは、今般、対象品目及び対象技術を、16の項(1)に掲げる特定の品目等と、16の項(2)に掲げるそれ以外の品

目等に分割した上で、これらの品目等の一般国向けについて、輸出令別表第 1 の 1 の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等を除く。）の開発等に用いられるおそれがある場合として、16 の項（1）に掲げる特定の品目等に関し、新たに客観要件（用途要件・需要者要件）を創設し、同項（2）に掲げるそれ以外の品目等は従来どおりインフォーム要件のみとしたためである。

他方で、武器禁輸国向けについては、今般の改正案において、16 の項（1）に掲げる特定の品目等に加えて、同項（2）に掲げるそれ以外の品目等に関しても「需要者要件」が新たに追加されることとなる（言い換えると、従来の 16 の項に掲げる品目等の全てに「需要者要件」が追加される。）。

まず貨物に関連する輸出令関係について解説する。

改正案の輸出令第 4 条第 1 項第三号ハ（通常兵器関連の客観要件）においては、16 の項（1）に掲げる貨物に関し、上記 1. で述べたように、同号ハに基づく通常兵器開発等省令において「需要者要件」が追加されるため、これに伴い同号ハの適用対象である武器禁輸国向けについて、（従来の用途要件に加えて）「需要者要件」が創設されることとなる。

改正案の輸出令第 4 条第 1 項第四号においては、16 の項（2）に掲げる貨物に関し、武器禁輸国向けについては同号イ〜ニに掲げる客観要件及びインフォーム要件が適用対象（従来の輸出令第 4 条第 1 項第三号イ〜ニに掲げる客観要件及びインフォーム要件の適用と同様）となり、同号ハに基づく通常兵器開発等省令（改正案の輸出令第 4 条第 1 項第三号ハに基づく通常兵器開発等省令と共通のもの）において、上述のとおり、「需要者要件」が追加されるため、16 の項（2）に掲げる貨物の武器禁輸国向けの輸出についても「需要者要件」が創設されることとなる。

その他、通常兵器開発等省令、文書等告示の内容は上記 1. の一般国向けの内容と同様である。

補完的輸出規制通達についても、上記 1. と同様に、基本的には関連する項目に機械的に追加される形となっている。他方で「明らかガイドライン」の内容は、外国ユーザーリスト掲載企業等に関し、「武器禁輸国向けの貨物の輸出や、武器禁輸国の非居住者を需要者とする技術の提供について、おそれの強い貨物例（16 の項（2）に掲げる貨物の内数。今般、その内容に変更はない。）又は 16 の項（1）に掲げる貨物等に該当しないこと」としている。

次に技術に関連する外為令関係について解説する。

改正案の貿易外省令第 9 条第 2 項第七号ハにおいては、16 の項（1）に掲げる貨物の設計等に係る技術に関し、上記 1. で述べたように、同号ハに基づく通常兵器開発等告示において「需要者要件」が追加されるため、これに伴い同号ハの適用対象である武器禁輸国向けに

ついて、(従来の用途要件に加えて)「需要者要件」が創設されることとなる。

改正案の貿易外省令第9条第2項第八号においては、16の項(2)に掲げる貨物の設計等に係る技術に関し、武器禁輸国向けについては同号イ～ニに掲げる客観要件及びインフォーム要件が適用対象(従来の貿易外省令第9条第2項第七号イ～ニに掲げる客観要件及びインフォーム要件の適用と同様)となり、同号ハに基づく通常兵器開発等告示(改正案の貿易外省令第9条第2項第七号ハに基づく通常兵器開発等告示と共通のもの)において、上述のとおり、「需要者要件」が追加されるため、16の項(2)に掲げる貨物の設計等に係る技術の武器禁輸国向けやその非居住者への提供についても「需要者要件」が創設されることとなる。

その他、通常兵器開発等告示の内容は上記1.の一般国向けの内容と、補完的輸出規制通達については上述の武器禁輸国向けの輸出令の内容と同様である。

上述で解説した武器禁輸国向けの貨物の輸出及び技術の提供等に関し、改正前後の輸出令第4条第1項第三号ハ及びニ、及び改正案の同項第四号ハ及びニの条文内容、改正前後の貿易外省令第9条第2項第七号ハ及びニ、及び改正案の同項第八号ハ及びニの条文内容は以下のとおりである。

【現行：第4条第1項第三号ハ及びニ】

仕向地		武器禁輸国
対象品目		16の項に掲げる貨物
客観要件	用途要件	○
	需要者要件	—
インフォーム要件		○

【改正案：第4条第1項第三号ハ及びニ・第四号ハ及びニ】

※「●」部分が今回の改正案による変更箇所。

改正条文		第三号ハ及びニ(改正案)	第四号ハ及びニ(改正案)
仕向地		武器禁輸国	
対象品目		16の項(1)に掲げる貨物(●)	16の項(2)に掲げる貨物(●)
客観要件	用途要件	○	○
	需要者要件	●	●
インフォーム要件		○	○

【現行：第9条第2項第七号ハ及びニ】

提供先		武器禁輸国
対象技術		16の項に掲げる貨物の設計等に係る技術
用途要件		○

客観要件	需要者要件	—
インフォーム要件		○

【改正案：第 9 条第 2 項第七号ハ及びニ・第八号ハ及びニ】

※「●」部分が今回の改正案による変更箇所。

改正条文		七号ハ及びニ（改正案）	第八号ハ及びニ（改正案）
提供先		武器禁輸国	
対象技術		16 の項（1）に掲げる貨物の設計等に係る技術（●）	16 の項（2）に掲げる貨物の設計等に係る技術（●）
客観要件	用途要件	○	○
	需要者要件	●	●
インフォーム要件		○	○

3. グループ A 国向けの輸出等についてインフォームを導入

従来の補完的輸出規制は、別表第 3 に掲げる国（いわゆるグループ A 国）以外を対象国等としていた所、今般の改正案において、初めてグループ A 国向けの貨物の輸出・技術の提供について、補完的輸出規制（インフォーム）が導入されることとなる。

導入の背景としては、（冒頭に産構審小委の中間報告の内容に触れたように）昨今の懸念国等による調達活動の複雑化、巧妙化に伴い、懸念国等が第三国経由で西側諸国の汎用品を調達するなどグループ A 国を経由した迂回調達の課題への対策が必要であり、グループ A 国を経由した迂回調達の懸念情報を得た場合にはインフォームを行うことが出来る仕組みを導入すべきであると産構審小委の中間報告において提言がなされていた。パブリックコメントの概要資料において、「ロシアが武器の部品として日本を含む西側企業の製品を使用。ロシアが調達している武器の部品の一部は、輸出管理を厳格に実施しているグループ A 国から調達しているとの報道あり。グループ A 国向けであっても、懸念国に迂回輸出されるおそれがある場合には、経済産業大臣から通知することにより輸出者に対し許可申請を義務づける」とされている。

今般導入される補完的輸出規制（インフォーム）は迂回防止を目的とするものであるため、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）第 48 条第 2 項（技術は第 25 条第 2 項）に基づき、それを担保するものである。

まず外為法第 48 条第 2 項（輸出令第 1 条第 3 項）について解説する。

外為法第 48 条第 2 項は、同条第 1 項の確実な実施を図るため必要があると認めるときは

「同項の特定の種類の貨物を同項の特定の地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする者に対し、政令で定めるところにより、許可を受ける義務を課することができる。」という規制の発動要件を定めている。現行の規制では、第 48 条第 1 項に基づき、輸出令において同令別表第 1 の 1～15 の項に掲げる貨物に関しては全地域向けの規制を行っているため、同条第 2 項で定める「同項（第 1 項）の特定の地域以外の地域を仕向地」とする概念は存在しない。他方で、補完的輸出規制に関しては、現行の輸出令別表第 1 の 16 の項に定められているように、グループ A 国を除く国等が規制の対象となっている所、今般、16 の項に掲げる貨物に関し、グループ A 国向けの輸出に関し、外為法第 48 条第 2 項に基づく許可を受ける義務を課することとするものである。

今般の改正案において、第 48 条第 2 項に基づき、輸出令第 1 条第 3 項に「16 の項の中欄に掲げる貨物を別表第 3 に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする者は、法第 48 条第 2 項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない。」と規定し、同令第 4 条第 2 項（特例条項）において「第 1 条第 3 項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。」として、同項第三号において、武器禁輸国及び一般国向けのインフォーム規定と同様に、大量破壊兵器及び通常兵器の開発等の懸念に係るインフォーム規定が創設されている。輸出令第 1 条で許可義務を課し、第 4 条でそれを解除する（インフォームの通知を受けたときを除く）構造は、従来の輸出令の補完的輸出規制に係る条文構造と同様である。

次に外為法第 25 条第 2 項（外為令第 17 条第 2 項及び貿易外省令第 9 条第 2 項）について解説する。

外為法第 25 条第 2 項は、同条第 1 項の確実な実施を図るため必要があると認めるときは「特定技術を特定国以外の外国において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者若しくは非居住者又は特定技術を特定国以外の外国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者に対し、政令で定めるところにより、当該取引について、許可を受ける義務を課することができる」という規制の発動要件を定めている。条文構造は、上述の第 48 条第 1 項及び第 2 項と同様である。現行の規制では、第 25 条第 1 項に基づき、外為令において同令別表の 1～15 の項に掲げる貨物の設計等に係る技術に関しては全地域向けの規制を行っているため、同条第 2 項で定める「特定国以外の外国」とする概念は存在しない。他方で、補完的輸出規制に関しては、現行の外為令別表第 1 の 16 の項に定められているように、グループ A 国を除く国等が規制の対象となっている所、今般、16 の項に掲げる貨物の設計等に係る技術に関し、グループ A 国向けの提供等に関し、外為法第 25 条第 2 項に基づく許可を受ける義務を課することとするものである。

今般の改正案において、外為令第 17 条第 2 項にグループ A 国を提供地とする取引と、同国の非居住者に提供する取引を新たに規定される。前者のグループ A 国を提供地とする取引については、同国において同国以外の非居住者に提供しようとする取引も概念として含まれ、

本取引は外為法第 25 条第 1 項（外為令第 17 条第 1 項）に基づき規制対象となることから、その取引を括弧書き（「同項の下欄に掲げる外国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者を除く。」）で重複排除し、後者のグループ A 国の非居住者に提供する取引については、同国以外の外国において同国の非居住者に提供しようとする取引も概念として含まれ、本取引は外為法第 25 条第 1 項（外為令第 17 条第 1 項）に基づき規制対象となることから、その取引を括弧書き（「同項の下欄に掲げる外国において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者を除く。」）で重複排除している。

また、改正案の外為令第 17 条第 8 項において、（従来の同令第 17 条第 1 項との条文構造と同様に）上述の新設される同条第 2 項に規定する取引のうち経済産業大臣が当該取引の当事者、内容その他からみて法の目的を達成するため特に支障がないと認めて指定したものについて、許可を受けないで取引をすることができる旨が規定されている。「経済産業大臣が指定したもの」は貿易外省令第 9 条第 2 項に規定されており、上述において述べたように今般の改正案において、同項第七号及び第八号の規定が改正される。この中で、グループ A 国向けの輸出令別表第 1 の 16 の項（1）及び（2）に掲げる貨物の設計等に係る技術の提供について、「輸出令別表第三に掲げる地域に該当する外国において…地域に該当する外国の非居住者に提供することを目的とする取引…ロ及びニのいずれの場合にも」として、大量破壊兵器及び通常兵器の開発等の懸念に係るインフォーム規定が創設されている。

上述で解説したグループ A 国向けの貨物の輸出及び技術の提供等に関し、改正案の輸出令第 4 条第 2 項第三号の条文内容、改正前後の貿易外省令第 9 条第 2 項第七号ハ及びニ、改正案の同項第八号ハ及びニの条文内容は以下のとおりである。

【改正案（新設）：第 4 条第 2 項第三号】

		グループ A 国	
対象品目		16 の項（1）	16 の項（2）
客観要件	用途要件	—	—
	需要者要件	—	—
インフォーム要件		●	●

【現行：第 9 条第 2 項第七号ハ及びニ】

		武器禁輸国	一般国
対象技術		16 の項に掲げる貨物の設計等に係る技術	
客観要件	用途要件	○	—
	需要者要件	—	—
インフォーム要件		○	○

【改正案：第 9 条第 2 項第七号ハ及びニ】※「●」部分が今回の改正案による変更箇所。

		武器禁輸国	一般国	グループ A 国
対象技術		16 の項（1）に掲げる貨物の設計等に係る技術（●）		
客観要件	用途要件	○	●	－
	需要者要件	●	●	－
インフォーム要件		○	○	●

【改正案（新設）：第 9 条第 2 項第八号ハ及びニ】

※「●」部分が今回の改正案による変更箇所。

		武器禁輸国	一般国	グループ A 国
対象技術		16 の項（2）に掲げる貨物の設計等に係る技術（●）		
客観要件	用途要件	○	－	－
	需要者要件	●	－	－
インフォーム要件		○	○	●

おわりに

今般の改正は、近年、安全保障環境が大きな転換期を迎えており、産構審小委の中間報告においても「戦後最も厳しく複雑な安全保障環境」との認識の下、諸課題について提言がなされたうち、補完的輸出規制に関し大きな制度改正が行われたものである。

中間報告においても、リスクベースドアプローチに基づき安全保障上のリスクがより高い取引に厳に焦点を当て、リスクが低い取引の合理化を追求という対応の方向性に関し、これまで、一般国向けの補完的輸出規制はインフォーム要件のみの中、企業の自主管理の観点から当局に相談に行く中で、それが時としてインフォームに繋がることもあるなど、国内競合他社との間に公平性が欠けているといった点などについて、客観要件が定められ、懸念が高い品目の選定、通常兵器に関し外国ユーザーリストが制定される予定であるなど、輸出事業者としても規制の明確性、予測可能性が高まり、自主管理上の負担が軽減されることになった点など評価ができる。

他方で、今般の改正において、元々難解な外為法体系がより複雑になり、分かりづらくなったことも否定できない。中小企業含めて法令遵守を徹底する上でも、制度の規定ぶりのわかりやすさは重要である。また、客観要件を確認するに当たり、その対象の前提となる 1 の項に掲げる貨物の範囲が不明確といった課題も引き続き残されている。

これらの点は CISTEC よりパブリックコメントも提出しているが、今後、産構審小委の提言の中で「中期的課題等」について検討されていくことになるかと思われるが、こういった諸課題についても検討されていくことを期待したい。

以上